

富山県
神社庁報

かわら版

平成二十四年六月十五日発行
発行所 富山県神社庁
編集 教化委員会広報部会

第一回 親と子のひな祭り開催

今年度より、教化委員会青少年対策部会にて「親と子のひな祭り」を開催することになりました。「ひな祭り」は歴史もあり、園児はもちろんのこと保護者にも歴史や意義を理解して頂くには絶好の機会でありました。

今回は三月二日に富山市布瀬町南の光陽もなみ保育園（久恵早苗園長）より直接の依頼があり、とても有難い話でありました。当日は大変寒い日ではありませんでしたが、保育園は園児の熱気であふれていました。開会にあたり藤井教化委員長よりひな祭りの歴史や意義の説明があり、雅楽が響き渡る中を園児のお父さん方三人が扮するお内裏様・右大臣・左大臣、女性保育士四人が扮するお雛様・三人官女が登場し、凛々しい姿や美しい姿に園児や父母の方も見入っていました。この後、全員で「うれしいひな祭り」を合唱し、園児たちが思ったことを質問し、楽しい時間を過ごしました。



最後に、産土大神を祭る松尾神社宮司平尾旨明神社庁副庁長から神様や神社についてわかりやすい講話があり、久恵園長よりお礼の言葉を頂き、無事に行事を終えることができました。

今後もこの活動を通じ、親が子の無事成長を祈る気持ち、子が親に感謝する気持ちを教化していきたいと思えます。

（青少年対策部会長 平尾 智胤 記）



第七回 教養研修会

平成二十四年三月十九日（月）研修所主催「第七回教養研修会」を、『富山城ものがたり』と題して、富山城の歴史・遺跡について参加者二十二名が学びました。

第一講は富山市埋蔵文化財センター主任学芸員 野垣好史先生より実際に富山城址を歩きながらご説明を頂きました。第二講は富山城天守閣内の富山市立郷土博物館において同館長 加藤達行先生より四百年以上にわたる富山城の歴史を展示ごとに解説を頂きました。

天文年間、神保氏の築城とされる富山城は、現在、往時の歴史的な姿とはかなり異なるものとなっているが、本丸の北を流れる松川はかつての神通川で、当時の川幅は二百メートルもあり、四方を水濠と河川とで二重に囲まれた大規模な構えの城でありました。また、平成十八年からの富山城石垣改修工事に合わせて石垣の調査が行われ、石垣の築造技術のすばらしさや、歴史的価値が再評価されています。

（研修部会長 炭谷 淳 記）



富山県女子神職会 祭式研修会

去る二月二十四日、富山県神社庁に於いて、河合正登講師をお迎えして祭式研修会を開催致しました。地鎮祭の祭式について、ビデオ教材を使った講義と実際に基本から演習を行います。いとでも充実した研修となりました。参加者八名、この日学んだ事を御奉仕に生かし、更なる研鑽に励みたいと存じます。

（横川 道子 記）



親子で行く伊勢神宮と

ナガシマスパーランドの旅



富山県神社庁親子参宮団

参加者に説明。子供も親も興味深く聞き入っていました。神宮では、先ず外宮の御垣内参拝、続いて内宮の御垣内参拝を行いました。

参加者は一様に初めての神宮、初めての御垣内参拝に神妙な面持ちで、感銘を受けていました。外宮の参拝の直後に、車内のDVDで見た日別朝夕大御饌祭がまさに目の前で行われており、深く記憶に残ったことでしょう。御神樂の奉納についても、厳粛な雰囲気で行われ、子供たちも行儀よく座っていました。参拝後は、おかげ横丁散策で、時間は短めでしたが、相応に雰囲気味わったようでした。

二日目、ナガシマスパーランドはみんな楽しみにしていたところでもあり、湯あみの島も合わせて存分に楽しんだようでした。本年度より表彰者の引率者参加費（一名分）の半額を助成し好評でしたが、リピーターの参加者が無く、次年度はより多く参加頂けるよう案内を促したいと思っています。

【参加人員】

（大人）二十二名、（小人）二十三名

※ 内招待者七名

スタッフ四名 藤井委員長、平尾部会長

長谷川部会員、宮本録事

（神宮奉賛部会長 平尾 賢 記）

第二十八回 小学生作文コンクール

第二十八回小学生作文コンクールの表彰式が、去る三月四日（日）午後二時より、富山市山王町鎮座日枝神社において開催されました。県内の小学校十六校から百八十二作品が寄せられ、その中から特別賞五名、金賞五名、銀賞十名、銅賞十名の計三十名が表彰され、受賞者はみな誇らしげに賞状を受け取り、付添いのご家族も笑顔でお子さんを見守っておられました。

応募作品数は前年度とほぼ同数でしたが、学校数で見ると二十一校から十六校に減少し、来年度へ向けての対策が教育学部の課題だと感じた次第です。

（教育学部長 高倉 政憲 記）



ワンポイント 祭式

『軾を大切に』

祭式大成 調度装束篇（昭十七）を見る
と軾（ひざつき）は、古くは庭上起拝を行うに膝をかけ、又兼ねて手をおく為の物であり、後に殿上にも用いられ、更に殿上座礼が行われるようになって一種の敷物となった事や、これを用いる主な意義は、祝詞座、拝座、又は祓の座等極めて重要な行事の時に用い、重要な座席を特定する為のものである事、更に、普通の敷物の代りに用いるならそれは調度の乱用というべきであろう。等々の記述があります。

神社本庁では、軾はそれを用いる直前に敷き、行事が終わればその都度撤却することを規程しています。

予め軾を鋪設した状態で祭典を行う事が止むを得ない場合でも、祭典終了後は軾を速やかに撤却し、調度の片付け等に際して大切な軾を踏む事が無いように心掛けます。

又、祭典中に軾から起つ際の作法は三步膝退の後、右足を進めて退く起座となりますが、右足で軾の端を踏まないように注意が必要です。

（神社庁祭式講師 河合 正登 記）



膝退後、右足を進めて退く起座
右足で軾を踏んではいけません

